



第31回 議会改革推進協議会 会議録 (要点)

開催日時 平成29年9月22日 14時～  
開催場所 市役所4階 第1委員会室  
欠席議員 村山金敏  
遅刻議員 近藤ひろひで  
会議録作成者 杉浦光男・蟹井 智行

議長挨拶 10月の豊根村合同研修会は、衆議院選挙の関係で白紙。

前回の報告書確認

議選の監査委員について、議会報告会について、傍聴者の取り扱いについて、豊明市議会議員政治倫理要綱の条例化について

1 協議事項について

(1) 申し合わせ事項の見直しについて

提案会派「新風とよあけ」から、取り下げの申し出があり

(2) 陳情の審査順序について

本会議場での陳情の討論について

今まで通り委員会での討論でよい。本会議での討論は省略。

本会議場での討論の方が、全員ができてよい。

現状のままでよいと思う人の理由をお聞きしたい。

来た陳情をすべて審査するののかという点もあるので、今のままでよい。

豊明市に関係のない陳情をどうするのかという、陳情の取り扱いの根本から見直す。

そもそものところから見直すということで、今までの通りでよい。

他市からのもの、直接市政に関係しないものをどうするか。

請願と陳情の扱い方と本会議場で討論をするかしないかは、別物。

漠然とした陳情もある。すべての陳情を本会議場で討論するのは、考え物。

市政に関するものは、国に関するものになる。

窓口に直接みえた陳情と郵送の陳情は区別した方がよい。

内容によって陳情を判断するのは難しい。

在住の方か、近隣の方かは、区別しない方がよい。

陳情に対して、採択、不採択、趣旨採択がある。委員外議員の発言を認めるかどうかという問題もある。

委員会の結論で終わる議会もある。

陳情に関する規定がない。

勉強不足のところがあるので、持ち帰り。

本会議場で討論をするかしないか、陳情のあり方について持ち帰り。

(3) 傍聴者の扱いについて

議運の傍聴はよいが、全協は傍聴なし。

原則公開にすべきではないか。内容によって非公開にする。

全協の内容によって非公開とする。

議運は法定委員会なので、公開とする。

今の全協なら、公開するのは難しい。

議運は、傍聴可能とするべき、全協は、個人情報が含まれることがあるので内容を検討すべき。

両方とも原則公開でお願いしたい。

協議会のあり方を考えなくてはいけない。定数・報酬協議会は非公開になっている。

議運に関しては、傍聴可の賛成が多い。

全協に関しては、原則公開にして、内容によって途中からでも非公開にする。

毎月23日に決まったのは、報酬が現金支給の頃、何かをしなければいけないということから、当局と議員の話し合いの場を作った。

執行機関からの報告・連絡をなくしたらどうか。

当局側からの報告・情報提供は、重要。

何でもかんでも市民に公表してよいのか。

議会に出してよい情報は、市民に出してもよいと判断している。

公開・非公開の判断は、だれがするのか。議長判断か。

何がなんでも市民より議会が先というのは、理解できない。

全員協議会のあり方も含め、持ち帰り。

傍聴可の場合、傍聴者を何人にするのかも持ち帰り。

パイプ椅子は5脚。

(4) 陳情の審査順序について

趣旨説明の申し出があった場合、市民を優先するべき。

職員を待たせるデメリットもある。

陳情の趣旨説明をしたい方は、全員10時に来てもらう。

議案を優先すべき。

議案が優先か、陳情が優先か。

請願はどうするのか。陳情だけテーマにするのはダメ。

陳情者、請願者の思いをしっかりと受け止めることが必要。

陳情は、請願の扱いに準ずるとなっている。

持ち帰りとする。

(5) 一般質問における副議長の議事運営について

議長が物理的に不可能な場合、副議長が担当する。

物理的の中には、議長が一般質問するときも含める。  
議運で近藤善人副議長の議事運営を認めたと思う。  
議運で決めたのは、試行的だったのか。  
その時、今回こういうことをやりたいと図られたと思う。  
その時の議事録を見てほしい。

(休憩)

議事録が届いたので読み上げます。  
近隣市町もリスク管理の点から副議長が実施している。  
議長が物理的に座れない場合に限りでよいですか。  
やれる環境は、作っておくべき。  
ご本人がやりたくないと言われるなら、やらなければよい。  
やりたくないのではなく、みなさんの話し合いでやった方がよいと決まれば、やらせていただく。

愛知県議会では、午前中の一般質問は、議長が担当し、午後の一般質問は、副議長が担当している。

副議長がいつでも担当できる準備はしておかなければいけない。  
議長・副議長両者とも出席できない時は、どうなるか。  
年長議員がとりあえず議長となり、臨時議長を決める。  
議長が議事運営をできないときに限るでよいか。

よい。

- (6) 視察受け入れの時の説明のマニュアル化について  
資料「議会基本条例について」を会派でまわす。  
先進議会の所沢市が視察に来たときの報告。  
マニュアルではなく、資料を熟読することが必要。  
通年議会についてどうか、どうして基本条例を作ることになったのか、  
反問権の現状はどうか、ということを聞かれる。  
一生懸命説明させていただくしかない。  
資料を見せていただいて判断したい。  
持ち帰りとする。

- (7) 子ども議会について

2016年12月7日 平成29年度「豊明市子ども議会」開催計画  
(案)を見てください。

1 方針 ③に毎年定期的開催していくと記載してある。

これをみなさんに報告してあるが、この場で決定はしていない。

毎年にするかどうか。

グランドゴルフの人たちから、ぜひ毎年やってほしいと言われた。

会派ひまわり 周年事業でよいのではないか。

会派清澄 5年ごとでよいのではないか。

公明党 何周年事業でよいのではないか。議会見学でもよい。

新風とよあけ 子どもの意識高揚から、毎年開催がよい。

アンケート結果を見てから決めたい。

次回アンケート文書を見てから判断したい。

保護者・子ども議員宛の文書は、豊明市・豊明市教育委員会・豊明市議会の連名にさせていただきたい。決定

(8) 市民コーナーの利用方法について

事務局より 1階のモニターは、総務課が管理。

(9) 市のホームページ

委員会の内容については、容量が大きいので YouTube で流すことにする。

(10) 広聴会の資料について

正副委員長会に一任された広聴会の結果の報告をさせていただく。

(11) 決算委員会の議事録について

資料が膨大過ぎる。報告は簡潔にさせていただきたい。

(12) 日曜議会、議場コンサート、議会 IT 化について 今後検討

(13) 次回から多数決で決める事柄については欠席議員がいても決をとる。決定

次回 10月23日(月) 14時～16時

次回書記 三浦議員、後藤議員